

BSE対策に関する調査結果（平成25年9月末現在）

平成26年2月
厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、これまでの全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超（平成25年4月）、さらに48か月齢超（平成25年7月）とした。このため、特定部位の除去対象月齢（30か月齢超）や検査対象月齢（48か月齢超）による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した（平成25年2月及び6月）。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的に行うこととしたものである。

2 調査結果

1 調査対象施設	149施設
牛のとさつを行っていると畜場数	144施設
めん羊又は山羊のとさつを行っていると畜場数	62施設
2 通常の牛のスタンニング方法（重複を含む）	
(1) スタンガン（とさつ銃）を使用していると畜場数	139施設
(2) と畜ハンマーを使用していると畜場数	17施設
(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0施設
(4) その他	0施設
3 牛のとさつ時の不動化の方法について	
(1) 電流、パルスによる不動化装置を使用	50施設
(2) 強力スタンナー使用による不動化	5施設
(3) 不動化装置以外の不動化の方法	5施設
(4) その他	0施設
4 月齢による分別管理について	
(1) 分別管理を行っている月齢	
① 48か月齢と30か月齢で3区分に分別管理している	73施設
② 48か月齢のみ区分管理し、30か月齢では分別管理せずに全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	71施設
(2) 分別管理の方法	
① 曜日等、日によって分別管理している	4施設
② 時間によって分別管理している	23施設

③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	8 7 施設
⑤ その他	3 0 施設
5 30か月齢超の牛の背割りによる脊髓片の飛散防止について	
(1) 基本事項	
① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、脊髓片を回収している	1 3 9 施設
② 回収した脊髓片を焼却している	1 3 9 施設
③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している	1 3 9 施設
④ 背割り後、脊柱中の脊髓を金属性器具を用いて除去している	1 3 9 施設
⑤ 除去後、高圧水により洗浄している	1 3 9 施設
⑥ と畜検査員が枝肉への脊髓片の付着がないことを確認している	1 3 9 施設
(2) (1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数	
① 背割りを正中からずらしている	1 1 施設
② 背割り前に脊髓吸引機等を用いた除去を行っている	1 2 2 施設
(3) 背割りを行っていない	4 施設
6 舌扁桃の除去について	
(1) 左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	1 1 施設
(2) 最後位有郭乳頭から舌根側に掛けて舌表面（上皮～粘膜固有層）を除去している	1 0 7 施設
(3) その他	2 6 施設
7 30か月齢以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下同じ。）の使用について	
(1) 30か月齢以下の牛の頭部の処理方法	
① 30か月齢以下の牛の頭部を使用しており、作業場所により分別している	1 8 施設
② 30か月齢以下の牛の頭部を使用しており、時間により分別している	1 8 施設
③ 30か月齢以下の牛の頭部を使用しており、その他の方法で分別している	5 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を使用していない	1 0 3 施設
(2) 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。 （30か月齢以下の牛のみをとさつしている1施設を除く。）	1 4 3 施設
8 牛の特定部位の専用容器での保管及びと畜検査員による確認について	
(1) 専用容器に保管し、と畜検査員の確認を受けて焼却している	1 4 4 施設
(2) 専用容器に保管しているが、と畜検査員の確認を受けずに焼却している	0 施設
(3) 専用容器に保管していない	0 施設
9 牛の特定部位の焼却について（重複を含む）	
(1) と畜場内の施設で焼却している	4 5 施設
(2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	3 6 施設
(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	1 3 施設
(4) 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却する	4 4 施設
(5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却する	1 3 施設

10	と畜場の設置者または管理者による牛の特定部位の焼却の確認について	
(1)	特定部位が確実に焼却されることを確認し、記録を保管している	144施設
(2)	特定部位が確実に焼却されることを確認しているが、記録を保管していない	0施設
(3)	特定部位が確実に焼却されることを確認していない	0施設
(4)	その他	0施設
11	めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて（重複を含む）	
(1)	と畜場内の施設で焼却している	25施設
(2)	産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	11施設
(3)	市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	13施設
(4)	専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	7施設
(5)	専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	7施設
12	文章の作成に関すること	
(1)	牛又はめん羊、山羊のとさつを行っているのと畜場数	149施設
(2)	SRMに係るSSOPの作成について	
①	SSOPは作成済みである	149施設
②	SSOPは作成されていない	0施設
(3)	SSOPに基づく点検及び記録について	
①	SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管している	149施設
②	SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録していない	0施設
③	SSOPに定められた頻度で点検を実施できていないが、記録は保管している	0施設
④	SSOPに定められた頻度で点検を実施できておらず、記録も保管していない	0施設
⑤	その他	0施設